

令和3年8月23日

保護者各位

学習用端末（クロームブック等）の貸出申請について

端末（クロームブック）は、学習活動のために使うことが目的です。ゲームなど、学習活動に関わること意外に使ってもいけません。また、卒業するまで同じ端末を使い続けます。児童が卒業、転出後も次の児童が使用しますので、大切に扱うようご家庭でもご指導をお願いします。

下記の通り、手続き概要を記しますので、ご一読いただきますようお願いいたします。

記

- 1 端末を借りる際、名護市学習用端末等貸出申請書（様式1）を学校へ提出する。
- 2 借受人は、次の各号に掲げる障害・事故等が発生した場合には、速やかに学校長へ名護市学習用端末等（故障・端末紛失・破損・IDパスワード紛失）報告届（様式2）を提出する。
 - (1) 端末を毀損、紛失したとき、または盗難の被害にあったとき
 - (2) IDパスワードを紛失、又は第三者に漏洩した可能性があるとき
 - (3) 端末が正常に動作しなくなったとき
 - (4) データの改ざん・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入等、またはそれらの恐れのある事実を発見したとき
- 3 故意または過失による毀損、紛失・盗難等の事故あるいはその他の理由で、端末の全部または一部が使用できなくなった場合、借受人は教育委員会が定める相当の代価を賠償しなければならない。
- 4 家庭で使用する際、ネットワーク接続に関しては、原則ご家庭のインターネット回線を使用するものとし、通信費は借受人負担とする。また、回線への接続に係る費用についても、借受人負担とする。
- 5 端末には不適切なサイトへのアクセスを制限しているフィルタリング等の設定をしております。フィルタリングやパスワードの設定変更をしないでください。
- 6 卒業や転出、端末の借用をやめる場合は、学校へ名護市学習用端末等返却届（様式3）を提出し、端末を学校へ返却すること。
- 7 端末は転出や卒業するまで利用することができますが、データの移行等、特段の理由で継続して借用する際は学校へ名護市学習用端末等利用延長届（様式4）を提出すること。
- 8 貸出用端末については、名護市教育委員会がセキュリティ対策等のため、どのような使い方をしたか、使用履歴を確認できるようになっていますので、ご理解ください。

名護市立大宮小学校
校長 豊里 寿